

瀬戸内市監査委員公表第7号

平成30年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

平成30年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月29日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 河 本 裕 志

	監査結果	所管部署	措置状況
意見 (要望事項)	<p>家庭系廃棄物の処理手数料は、持ち込みごみの重量が増加するに従い割安となる状態となっていたことから、処理手数料が、持ち込みごみの重量に応じたものとなるよう検討する必要があると認められる。</p>	<p>環境部 クリーンセンター かもめ</p>	<p>家庭系廃棄物の処理手数料についてはこれまで50 kg以下300 円、10 kgを増すごとに30 円としており持ち込みごみの重量が増加するに従い割安となる状態となっていたが、令和8年4月1日より10 kgを増すごとに60 円へと条例改正し運用を改めました。</p>